

学校いじめ防止基本方針

岸和田市立太田小学校

令和6年4月1日

～いじめ防止に関する本校の考え方～

(基本理念)

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切です。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになります。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となります。

本校では、「豊かな心を持ち自ら進んで行動する子どもを育てる」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいます。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定めます。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(いじめ防止のための組織)

(1) 名称

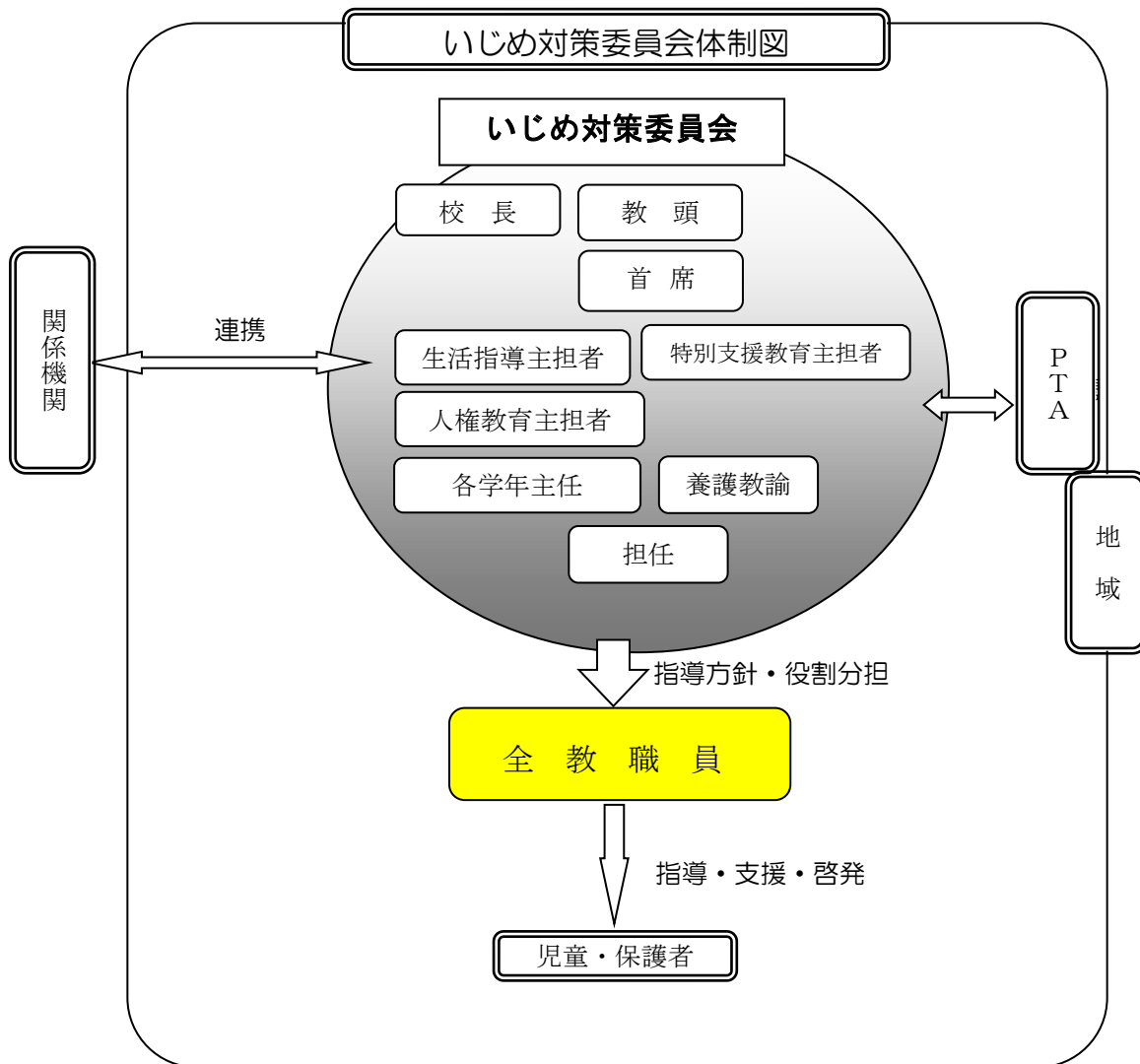
いじめ対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導担当者、人権教育担当者、特別支援教育担当者、養護教諭、各学年主任、必要に応じて外部専門家（**スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等**）

(3) 役割

- いじめの未然防止に努める。
- いじめの対応策を検討する。
- 年間4回開催する。(必要に応じて随時開催する。)



児童が安心・安全に学校生活を送ることができるように、いじめの未然防止に全職員で上記の体制に従って努めています。本校では全教職員が「児童のサインに気付くことがいじめ未然防止の必須条件である」と共通理解し、日々児童の様子をよく見ていきます。お子様のことでお悩みのことがございましたら、学校までご相談下さい。